

犬等の輸出入検疫手続と電子申請

笹田陽子[†]（農林水産省動物検疫所企画連絡室調査課主任検疫官）



1 はじめに

狂犬病は、人をはじめとする多くの動物が感染するウイルス性疾患で、一旦発症するとほぼ100%死に至る。我が国では、昭和45（1970）年に、ネパールで犬に咬まれた青年が帰国後に狂犬病を発症して死亡して以来、その発生はなかった。しかし、36年ぶりとなる平成18（2006）年11月、人の狂犬病が京都と横浜で続けて2例発生した。いずれもフィリピン滞在中に狂犬病に罹患した犬に咬まれたことが原因であった。我が国では狂犬病は過去の疾病となっているが、世界では未だ身近な疾病であることにあらためて気付かされた。

近年のアジア諸国における狂犬病の急増、北米・ヨーロッパを中心とした野生動物の狂犬病の流行及び狂犬病発生国から寄港した船舶からの犬の不法上陸等、今日のグローバル化した流通形態により、狂犬病の我が国への侵入リスクは依然として高いと考えられる。

海外からの狂犬病の侵入を防ぐため、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に定める犬、猫、あらいぐま、きつね及びスカンク（以下「犬等」という。）の輸入にあたっては、犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令68号）による検疫を受けなければならない。平成16（2004）年には、英国等で行われている検疫制度及び最新の科学的知見を踏まえつつ、犬等の検疫制度の抜本的な見直しが行われた。診療獣医師の皆様には、日本から犬・猫を同伴して出国する場合のマイクロチップの装着、狂犬病予防注射、狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価検査のための採血及び検査機関への血清送付とともに、獣医師による輸送時の保健衛生指導や感染症の予防措置をお願いしている。

犬等を輸出入する際には、日本へ到着する予定の40日前までの到着予定空（海）港の動物検疫所への届出、検査担当動物検疫所への輸出入検査の申請などの輸出入検疫に係る諸手続を行う必要がある（動物検疫所ホームページ参照。http://www.maff.go.jp）。これらの手続は、郵便、FAXや電子メールを用いて行うことができるが、特に海外に在住している犬等の飼い主が帰国するよ

うな場合には、日本と海外との間で到着前の手続を行うため、距離と時差により、多くの手間と時間が必要となる。

そこで、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図ることを目的として推進している電子政府構築計画を踏まえて、犬等の輸出入検疫手続についてもオンラインで電子的に処理することとした。輸入届出はインターネット回線を通じて登録が可能な「輸入犬等の届出情報処理システム」を用いて、輸出入検査申請は専用回線を通じて登録が可能な「動物検疫検査手続電算処理システム（ANIPAS：Animal quarantine Inspection Procedure Automated System. 以下「ANIPAS」という。）」を用いて、オンラインで電子的に処理できるようにした。しかし、それぞれのシステムの利用率（平成19年）は、28.4%、24.2%と低く、利用率の向上が課題となっていた。そこで、ANIPASの更改にあわせて届出から検疫証明書発行までの一連の手続を一つのシステムで行えるようにした。

2 ANIPASとは

ANIPASは、動物検疫の畜産物輸入検査申請手続の迅速化を図るため、平成9年に動物検疫所に導入したシステムである。このシステムは、単に手続を電子化するだけでなく、税関手続の電子システムと接続し、通関業者が行う輸入申告と輸入検疫手続を関連づけて処理する機能を有している。

その後、平成14年からは、畜産物の輸出検査及び動物の輸出入検査申請を電子化し、動物検疫手続のさらなる迅速化を図った。そして、国民の利便性の向上を目指したより効率的な電子システムを実現するため、平成20年10月より、新たなシステムの運用を開始したところである。

3 旧システムと新システムの違い

ANIPASの利用は、旧システムでは、税関システムを利用している者に制限されていた。このため、個人で犬等を輸出入する者の利用は困難であったが、新しいシステムでは、こうした制限を取り払い、インターネット回線に接続するパソコンがあれば、誰もがANIPASを利

[†] 連絡責任者：笹田陽子（農林水産省動物検疫所企画連絡室調査課）

〒235-0008 横浜市磯子区原町11-1 ☎045-751-5924 FAX 045-751-1729 E-mail : sasadayo@maff-aqs.go.jp

1 動物検疫所ホームページ
(http://www.maff.go.jp)



2 システムの利用を申し込む



3 犬等の輸入事前届出を行う

①



③



②



4 基本情報を入力する



図 ANIPAS を用いた犬等の輸入届出に関するフローチャート (その1)

用できるよう Web システムを導入した。輸出入手続に不慣れな者であっても、入力しやすい画面構成となるよう特に配慮した。

さらに、輸入犬等の届出情報処理システムと ANIPAS を一つにし、インターネットを通じて登録した届出の情報をシステムから呼び出し輸入検査申請に利用することにより、日本に到着した際の手続をスムーズに行うことができるようにした。また、海外と日本を犬等と共に往復している場合には、届出または輸出入検査申請に際し、過去の届出・申請の情報を再利用できるようにし、効率的な届出、申請を可能にした。

4 犬等の輸入検疫手続

動物検疫所のホームページ、「動物検疫手続きシステム (ANIPAS) について」(<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/system/49.html>) から、犬等の輸入届出を行う手続の流れは、図のとおりである。

5 おわりに

新たなシステムの運用開始とともに、利用マニュアルの策定、各種関連要領の改正を行った。本システムを活用することで、これまで以上に、犬等の輸出入検疫手続を迅速かつ効率的に処理できるようになると考えている。

犬等業務システムの利用者は、海外赴任されている方が日本に帰国する際に犬等を同行する場合等、1 度だけ利用するという個人も多い。また、これらの手続をオンラインで電子的に処理できることを知らない方も少なくない。これらのことから、本システムの積極的な広報を行うとともに、利用者からのご意見やご要望を聞き、さらに使いやすいシステムとすることで、利用率の一層の向上を図っていきたいと考えている。

犬等を輸出入される皆様におかれましては、ANIPAS の積極的な活用をよろしく願います。